

# 社会福祉

平成29年度  
後期 10問

問 1      次の文は、社会福祉制度に関する記述である。A～Eを制定された順に並べた場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A. 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が制定され、地域福祉の推進等が明確に位置付けられた。
- B. 「子ども・子育て支援法」が制定され、新たな小規模保育等が推進されるようになった。
- C. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定され、婦人相談所は、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことになった。
- D. 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、高齢者虐待の防止等に関する施策が推進されるようになった。
- E. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、障害を理由とする差別の解消が推進されるようになった。

- 1. A→C→B→D→E
- 2. A→C→D→B→E
- 3. B→A→E→C→D
- 4. C→E→A→D→B
- 5. D→B→E→A→C

A-社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律は2000年（平成12年）に制定された。

C-配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律は、2001年（平成13年）に制定された。

D-高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律は、2005年（平成17年）に制定された。

B-子ども・子育て支援法は、2012年（平成24年）に制定された。

E-障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律は、2013年（平成25年）に制定された。

問 2

次の文は、社会福祉の基本理念に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

A. 北欧に起源をもつノーマライゼーション（normalization）の思想は、わが国の社会福祉分野の共通基礎理念として位置付けられることが多い。

B. ユニバーサルデザイン（universal design）という考え方のひとつに、どのような人にとっても役立つように使えるということが挙げられている。

C. Q O L（Quality of Life）という言葉が社会福祉分野で使われるようになったのは、わが国では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が制定されてからのことである。

D. ソーシャルインクルージョン（social inclusion）とは、カナダ及びオーストラリア地域で普及してきた理念であり、「社会的包括」あるいは「社会的包摂」等と訳されることがある。

| （組み合わせ） | A | B | C | D |
|---------|---|---|---|---|
| 1       | ○ | ○ | × | ○ |
| 2       | ○ | ○ | × | × |
| 3       | ○ | × | ○ | ○ |
| 4       | × | ○ | ○ | ○ |
| 5       | × | × | ○ | × |

- A-○ 記述通りである。
- B-○ 記述通りである。
- C-× 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」は2005年（平成17年）に制定されたが、QOLはそれより前に広まり、日本では行動経済成長期の頃にQOLの概念が生まれ使われるようになった。
- D-× ソーシャル・インクルージョンは、ヨーロッパに起こった政策理念であり、ヨーロッパにおいては社会的排除の対立概念として用いられることが多い。  
日本では、「社会的包括」「社会的包摂」等と訳される。

## QOLとは

「Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）」の略称で、日本語では「生活の質」などと訳され「生きがい」や「満足度」という意味があります。

特に医療や介護など患者・ご利用者の望む生活を支える上で重要な考え方で、QOL評価法（SF-36、WHO QOL-26など）も広まってきています。

## ソーシャルインクルージョンとは

ソーシャルインクルージョン（Social Inclusion）はどのような人でも排除することなく、健康かつ文化的な生活ができるよう援護していく考え方です。

主にヨーロッパで、社会福祉の再編に当たり社会的排除に対処するために生まれたとされています。

問 3      次の文は、児童の権利が侵害された状況等に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A.児童委員は、担当区域内的の児童が虐待を受けていることを発見し、緊急の必要があると認めた場合、「児童福祉法」に基づき、直接児童相談所長に通知することができる。
- B.保育士は、保育所において虐待を受けているおそれのある児童を発見したら、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- C.障害児通所支援の事業者は、通所児童から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、その実施に伴う負担が過重でないときは、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。
- D.相談援助（ソーシャルワーク）の専門職は、利用者が社会における不正義のために不利益を被っている場合、職業倫理に基づき、その利用者や他の専門職等と連帯し、効果的な方法により社会に働きかけるよう努めなければならない。

| （組み合わせ） | A | B | C | D |
|---------|---|---|---|---|
| 1       | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2       | ○ | ○ | × | ○ |
| 3       | × | ○ | ○ | ○ |
| 4       | × | × | ○ | × |
| 5       | × | × | × | × |

回答

1

解説

全て記述通りである

問 4 次の文は、児童福祉における利用契約制度に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A.1997（平成9）年に「児童福祉法」が改正され、保育所への措置制度は行政との契約制度に変わった。
- B.現在の「社会福祉法」において、福祉サービスの利用契約制度が抱える情報の非対称性の課題を克服するため、社会福祉事業の経営者による情報の提供等に関する規定を設けている。
- C.2017（平成29）年3月現在、すべての児童福祉施設の利用に関する措置制度は廃止されている。
- D.利用契約制度は、利用者と事業者が対等な関係に立ち、福祉サービスを自ら選択できる仕組みであるといえることができる。

| （組み合わせ） | A | B | C | D |
|---------|---|---|---|---|
| 1       | ○ | ○ | ○ | × |
| 2       | ○ | ○ | × | ○ |
| 3       | ○ | × | ○ | ○ |
| 4       | × | ○ | × | ○ |
| 5       | × | × | ○ | × |

回答

2

解説

A-○ 記述通りである。

B-○ 記述通りである。

C-× 乳児院や児童養護施設、児童自立支援施設への入所は措置方式で児童福祉のサービスを利用できる。

D-○ 記述通りである。

乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親

#### 〈1〉利用方式・・・ 措置制度等

- ① 社会的養護では、親がいない、親が虐待を行っているなどで、親による利用契約ができない又は不適当な場合等に利用されるため、行政による措置の方式をとっている。
- ② どのような施設等で、どのような保護・支援を受けることが子どもにとって最善か、行政(児童相談所等)が専門的知見に基づいて決定する仕組み。

次の文は、社会福祉事業に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A. 第一種社会福祉事業は、入所型事業など、利用者の生活に対する影響が大きく、事業の継続性や安定性の確保等の必要性が高いものが対象とされている。
- B. 第二種社会福祉事業は、社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業でないものであり、通所型事業など、利用者の生活に対する影響が第一種社会福祉事業に比べてそれほど大きくないものが対象とされている。
- C. 第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体または一般社団法人が経営することを原則としている。
- D. 「社会福祉法」に規定されている福祉サービス利用援助事業は、第二種社会福祉事業である。

| (組み合わせ) | A | B | C | D |
|---------|---|---|---|---|
| 1       | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2       | ○ | ○ | × | ○ |
| 3       | ○ | × | ○ | × |
| 4       | × | ○ | × | × |
| 5       | × | × | ○ | ○ |

回答

2

解説

A-○ 記述通りである。

B-○ 記述通りである。

C-× 第1種社会福祉事業の経営母体は国や地方公共団体、社会福祉法人を原則としている。

D-○ 記述通りである。

## 第一種社会福祉事業とは？ | 社会福祉法人の設立

第一種社会福祉事業とは、社会福祉法人以外で事業を行なうことができない種類の事業です。

ですので、株式会社や合同会社などは、この第一種社会福祉事業を営むことはできません。

国、地方公共団体、社会福祉法人が運営するのが原則であり、それ以外の組織で運営をする場合には、都道府県知事の許可が必要です。

問 6

次の文は、社会福祉協議会に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A.社会福祉協議会は、「社会福祉法」によってその設置が定められている。
- B.市町村社会福祉協議会の主な取り組みの一つに、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助が挙げられている。
- C.都道府県社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的として設置された民間団体である。
- D.社会福祉協議会は、共同募金事業を行う共同募金会を兼務することが定められている。

(組み合わせ)

|   | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | ○ | × |
| 2 | ○ | ○ | × | ○ |
| 3 | ○ | × | ○ | × |
| 4 | × | ○ | ○ | ○ |
| 5 | × | × | × | ○ |

回答

1

解説

A-○ 記述通りである。

B-○ 記述通りである。

C-○ 記述通りである。

D-× 共同募金は第1種社会福祉事業であり、共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人が共同募金会となる。

## 社会福祉協議会

それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

第一種福祉事業は利用者の保護を行う施設を運営

共同募金を行う事業 → 共同募金会

社会福祉法第113条によって第一種福祉事業に該当すると明記されています。

各都道府県に設立されたが共同募金会が実施主体となって、社会福祉を目的とする様々な事業活動に幅広く配分されるようになりました。

問 7 次の文は、生活保護制度に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A.生活保護制度の基本原理の一つに、「保護の補足性」の原理がある。
- B.生活保護制度の原則の一つに、「申請保護の原則」がある。
- C.生活保護制度の扶助の種類の一つに、「教育扶助」がある。
- D.生活保護制度の扶助の給付方法は、金銭給付のみである。
- E.近年の生活保護制度の世帯類型別の被保護世帯数の動向は、高齢者世帯が一貫して増加傾向にある。

| (組み合わせ) | A | B | C | D | E |
|---------|---|---|---|---|---|
| 1       | ○ | ○ | ○ | × | ○ |
| 2       | ○ | ○ | ○ | × | × |
| 3       | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 4       | × | ○ | × | ○ | × |
| 5       | × | × | ○ | ○ | ○ |

回答

1

解説

A-○ 記述通りである。

B-○ 記述通りである。

C-○ 記述通りである。

D-× 生活保護における医療扶助、介護扶助は現物給付である。

E-○ 記述通りである。

---

## 生活保護の金銭給付

---



生活扶助

---



教育扶助

---



住宅扶助

---



出産扶助

---



生業扶助

---



葬祭扶助

---

---

## 生活保護の現物給付は医療費・介護費

---



医療扶助

---



介護扶助

---

生活保護の医療扶助は、医療サービスの費用が該当し、現物給付なので費用は直接医療機関へ支払いされ、医療機関の窓口での自己負担はありません。

問 8 次の文は、社会福祉法人に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A.社会福祉法人は、「社会福祉法」によって定められており、公益性の高い、非営利法人として社会福祉事業を行うことを目的としている。
- B.社会福祉法人の今日的な意義は、多様化・複雑化する福祉ニーズを充足するための取り組みを積極的に講じ、地域福祉に貢献することにある。
- C.社会福祉法人は、「社会福祉法」に定められている社会福祉事業だけを行うことになっているため、公益事業は行うことができるが、収益事業を行うことはできない。
- D.社会福祉法人は、一般財団法人等と比べて厳格な規制が課せられてはいるが、税制等において手厚い助成措置が講じられている。

| (組み合わせ) | A | B | C | D |
|---------|---|---|---|---|
| 1       | ○ | ○ | × | ○ |
| 2       | ○ | ○ | × | × |
| 3       | ○ | × | × | ○ |
| 4       | × | ○ | ○ | × |
| 5       | × | × | ○ | ○ |

回答

1

解説

A-○ 記述通りである。

B-○ 記述通りである。

C-× 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければならないと定められており、社会福祉事業に支障がない限り、公益事業や収益事業を行うことができる。

D-○ 記述通りである。

社会福祉法人は、自らが経営する社会福祉事業に支障がない限り、収益を社会福祉事業もしくは公益事業に充てることを目的として収益事業を実施することが認められています。

問 9

次の文は、民生委員、児童委員、主任児童委員に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

A.民生委員は、「民生委員法」に基づき地域社会の福祉を増進することを目的として市町村の区域におかれている民間奉仕者である。

B.児童委員は、「児童福祉法」に基づき担当区域内的の児童や妊産婦について、福祉の増進を図るための活動を行っている。

C.民生委員、児童委員、主任児童委員の総数は、2014（平成26）年度末現在、およそ45 万人である。

D.主任児童委員は、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助・協力を行うことを職務としている。

| (組み合わせ) | A | B | C | D |
|---------|---|---|---|---|
| 1       | ○ | ○ | × | ○ |
| 2       | ○ | × | ○ | ○ |
| 3       | ○ | × | ○ | × |
| 4       | × | ○ | × | ○ |
| 5       | × | × | ○ | × |

回答

1

解説

A-○ 記述通りである。

B-○ 記述通りである。

C-× 平成26年での民生委員、児童委員の定数は236,296人、委嘱数は231,339人である。

また主任児童委員は児童に関することを専門的に担当する者として、一部の児童委員が指名されてなるものである。

D-○ 記述通りである。

問 1 0

次の文は、介護保険制度に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A. Fさんは60歳になり定年退職となったため、現在住んでいる市役所から介護保険被保険者証が送られてきた。
- B. 流通会社に勤めている55歳のGさんは、脳血管疾患に罹患した後、在宅療養が必要となったため、介護保険制度の要介護認定を申請することにした。
- C. 要介護3のHさん（75歳）は、単身生活で自宅で介護サービスを利用していたが、自宅での生活が困難となってきたため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を利用するための申請を行った。
- D. 高齢者世帯のIさん夫婦は、介護保険制度についてよく分からない事柄が多かったため、近所の「地域包括支援センター」に行き、介護保険制度についての説明を受けた。

| （組み合わせ） | A | B | C | D |
|---------|---|---|---|---|
| 1       | ○ | ○ | × | ○ |
| 2       | ○ | ○ | × | × |
| 3       | ○ | × | ○ | ○ |
| 4       | × | ○ | ○ | ○ |
| 5       | × | × | ○ | × |

A-× 介護保険被保険者証は、65歳以上になり介護保険の第1号被保険者になると交付される。

また、40歳から64歳の方で要介護・要支援の認定を受けた場合は第2号被保険者として介護保険被保険者証が交付される。

B-○ 記述通りである。

C-○ 記述通りである。

D-○ 記述通りである。

---

#### 介護保険の第1号被保険者とは

---

介護保険の第1号被保険者は、65歳以上の方であるならどなたでも対象になります。

ただし、介護保険料や介護保険の自己負担額は、全ての65歳以上の方に共通の負担ではなく、被保険者それぞれの所得によって区分されます。